

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人門真福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事・・・報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員・・・報酬
- (3) 評議員・・・・・・報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 常勤の理事の報酬月額、別表1の俸給表のとおりとし、各理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。
- (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
 - 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給）
- (2) 賞与 毎年7月及び12月
 - 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等がその職務にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払を要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤の理事の報酬)

号 俸	報 酬 月 額
1号俸	350,000 円
2号俸	355,000 円
3号俸	360,000 円
4号俸	365,000 円
5号俸	370,000 円
6号俸	375,000 円
7号俸	380,000 円
8号俸	385,000 円
9号俸	390,000 円
10号俸	395,000 円
11号俸	400,000 円
12号俸	410,000 円
13号俸	420,000 円
14号俸	430,000 円
15号俸	440,000 円
16号俸	450,000 円
17号俸	475,000 円
18号俸	500,000 円
19号俸	525,000 円
20号俸	550,000 円

別表 2 (常勤の理事の賞与)

7月の賞与	報酬月額 × 1.5 か月分
12月の賞与	報酬月額 × 1.5 か月分

別表 3 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	20,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	20,000 円

(2) 監事

	目 額
監事監査の実施	50,000 円
理事会等会議への出席	20,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	20,000 円

別表 4 (評議員の報酬)

	目 額
評議員会への出席	20,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	20,000 円